

法令改正について

※2018年度以前生のみ

2019年度から教員免許状取得に関する法律が改正された。そのため、次に該当する場合、取得に必要とされる科目がこれまでよりも多くなる場合や、一部の科目を再度履修しなければならない場合がある。

- 今後、大学院生として教職課程を履修する場合
- 今後、科目等履修生として教職課程を履修する場合

※全ての年度の大学院生および科目等履修生が対象

必ず、今回の登録期間中に免許資格課程センター事務室にて詳細を確認して履修指導を受けること。

教職課程履修カルテ

下記入力期間中に、入力対象の
「必要な資質能力についての自己評価」の

全ての項目を必ず記入して
ください。

【入力対象】

1年次の履修のまとめ

【今年度の入力期間】

10月27日（月）

～ 10月31日（金）17:00

※ 教職課程履修カルテが未記入の場合、「教育実習指導」「教育実習B/C」「教職実践演習（中・高）」の履修が認められないことがあります。

【入力方法】

① e-classへログイン

※下記の画像は旧システムの内容です。新システムでは一部表示内容が異なります。新システムの画像は現在準備中です。不明点がある場合は、免許資格課程センター事務室までお問い合わせください。

②履修カルテのページへ

③入力ページへ

④1年次のタブを選択

1年次のタブを選択し、
全ての項目を入力する。